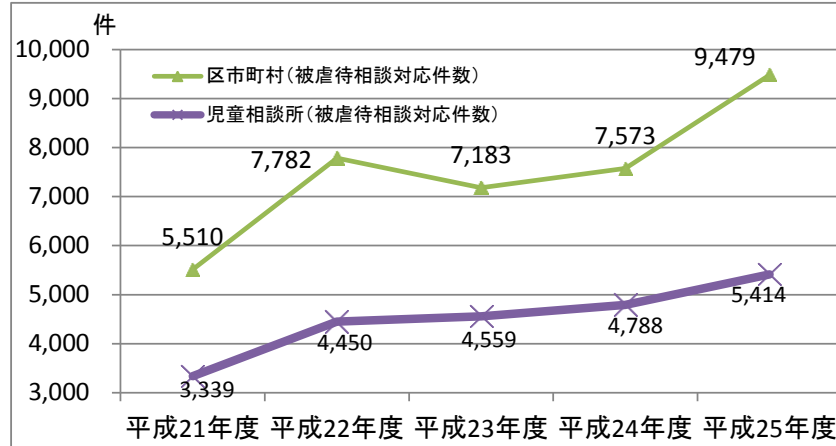


1 社会的養護の状況

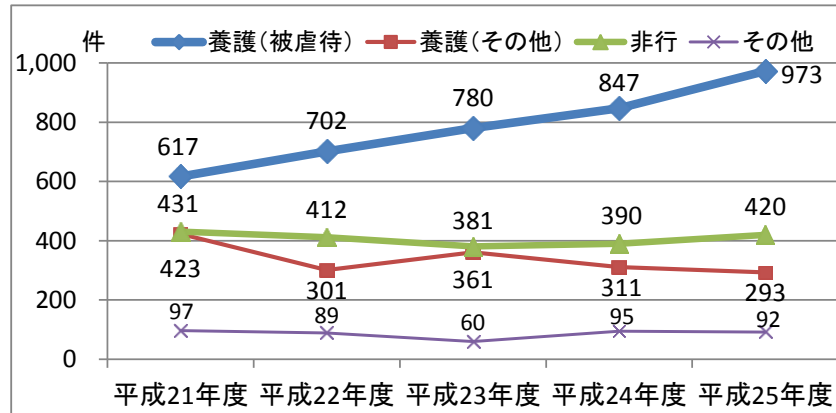
○ 児童相談所及び区市町村の被虐待相談対応状況

児童相談所の被虐待相談対応件数は一貫して増加。区市町村の被虐待相談対応件数も増加傾向。



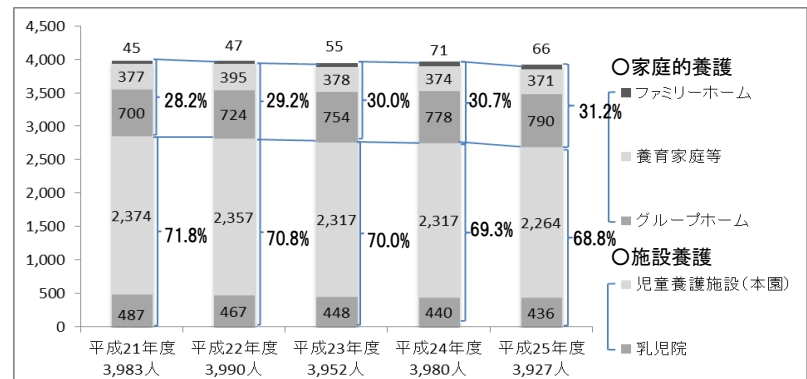
○ 一時保護所新規入所状況

養護(被虐待)は、被虐待相談対応件数の増に伴い、一貫して増加。



○ 社会的養護の下で育つ児童数の推移

ここ数年、社会的養護の措置(委託)人員は3,900人台で推移。内訳では、グループホームの児童数は増加し、養育家庭等への委託児童の割合は横ばい。



※ 児童養護施設、乳児院は各年度3月1日現在
養育家庭等・ファミリーホームは各年度末現在
※ 養育家庭等の人員数は、養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親への委託人員の合計

2 計画の概要

1 計画の性格

- 平成24年11月厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」に基づく「都道府県推進計画」
- 計画期間は、平成27～41年度までの15年間。5年ごとの期末に見直し。

2 計画策定の趣旨

- 子供の一時保護から、養育家庭や施設等による養育、家庭復帰や社会的自立に至る一連のプロセスを視野に入れ、社会的養護施策の充実・強化を図ること

3 計画の理念

- 社会的養護が必要な子供たちが、生まれ育った環境によらず、健やかに育ち、自立できるよう、それぞれの状況や課題に応じた養育・ケアを行う。

4 目指すべき姿

- 平成41年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合が概ね6割となるよう推進
- 全ての施設で子供一人ひとりに、専門性の高いきめ細かなケアを行えるよう施設機能を強化

3 計画の具体的取組

1 一時保護の体制整備

- 一時保護需要等を踏まえた体制整備

2 家庭的養護の充実

- 養育家庭等
 - 養育家庭制度の普及と登録家庭数の拡大
 - 養育家庭等への委託の促進
 - 養育家庭等への支援の充実
- ファミリーホーム
 - 養育家庭のファミリーホーム移行支援、法人型ファミリーホームの設置促進
- グループホーム
 - サテライト型児童養護施設の整備等による設置促進

3 施設養護の機能強化

- 施設の小規模化
- 専門的ケアの充実
 - 専門機能強化型児童養護施設制度の設置促進、乳児院制度の試行的実施
 - 連携型専門ケア機能の試行的実施

4 家族再統合の取組強化

- 児童相談所の体制整備や支援プログラムの活用促進、児童養護施設・母子生活支援施設における取組強化

5 自立支援の強化

- 児童養護施設、自立援助ホーム入所児童及び養育家庭への委託児童に対する自立支援の強化

6 人材の確保と育成の強化

- 養育家庭等の資質の向上
- 施設職員の確保・育成
- 児童相談所の体制整備と職員の資質向上